

# 民間ビッグデータを活用したデータドリブン型政策立案・情報発信に係る 基礎調査業務 仕様書

## 1 業務の名称

民間ビッグデータを活用したデータドリブン型政策立案・情報発信に係る基礎調査業務

## 2 業務の目的

行政の政策立案・情報発信にあたっては、根拠に基づく政策立案（EBPM）が求められており、声なき声、潜在ニーズや意識・無意識の行動を含め市民をしっかり捉えていく必要がある。

本業務は、民間のビッグデータをどのように政策立案や既存政策の効果検証、情報発信等に活かすことができるか、調査研修を通じて検証することを目的とする。

## 3 業務内容

受託者は、札幌市職員約 20 名を対象とした「データ活用方法等を学ぶ基礎研修」、「実践的なワークショップ」の実施を通じて、現実のビッグデータを本市の施策立案等に役立てることができるのかを調査研究し、検証結果を報告書として提出すること。

本業務に必要なデータ（詳細は以下「4」のとおり。）は全て受託者が用意するものとする。

基礎研修、ワークショップは以下のとおり 3 日間（計 15 時間程度）で実施すること。日にちは連続しなくても良い。詳細は、企画提案の結果を受けて、札幌市と受託者で協議し、調整する。

1 日目	データ活用方法等を学ぶ基礎研修
2 日目	実践的なワークショップを通じた施策立案
	施策の効果検証（受託者において実施）
3 日目	振り返り

### (1) データ活用方法等を学ぶ基礎研修

以下の項目を含む、最も効果が上がるプログラムとすること。

ア データ活用の基本

イ 市民のニーズや嗜好、行動様式などのデータ抽出方法

ウ データに基づいた施策立案、既存施策の効果検証の基礎

### (2) 実践的なワークショップを通じた施策立案

ア 基本的事項

(ア) データ活用の実践的な知識が得られ、マーケティングプランを立てる能力

が身につくなど、今後の職務に活用できる内容とすること

- (イ) 現実のデータを用いた、施策立案シミュレーションを実施すること
- (ウ) 参加者約 20 名を 3 つのグループに分けて実施する

#### イ 研修テーマについて

以下テーマから最低 3 つ選択のうえ、そのテーマに沿ってワークショップを展開していくこと。選択したテーマについて、① 3 グループが 3 テーマすべてを学ぶ② 3 グループが各々違う 1 テーマをそれぞれ学ぶなど様々な手法が考えられるが、研修効果が最大となるテーマの取り上げ方を考案、選択すること。

- ① スノーリゾートシティ S A P P O R O の取組推進
- ② マンガ等を活用したまちづくりの推進
- ③ G X (グリーントランスフォーメーション) の投資促進
- ④ 札幌の都心リニューアルを通じた世界を引き付ける魅力あふれる街の推進
- ⑤ ふるさと納税の寄付額を増やすためには
- ⑥ 若年層の観光客を増やすためには
- ⑦ 市内での観光における消費額を増やすためには
- ⑧ 若年層へ市政情報を届けるためには

#### ウ 施策の立案

基礎研修、ワークショップで学んだ内容を基に、データを活用した施策立案を実施するカリキュラムを設けること。施策立案シミュレーション時には、最低でも各グループに 1 名は受託者がスタッフとして参加し、データを用いた最適な施策が導き出されるようフォローすること。

### (3) 施策の効果検証

3(2)において各グループが立案した施策について、テストマーケティングやユーザーアンケート等、市場の反応を見ることができるといった手法において、その有効性の効果検証を行うこと。検証項目は、市民満足度等、各テーマに合った内容で行うこと。

### (4) 報告書の提出

民間ビッグデータを活用した市政運営(施策立案可否、立案した施策の有効性等)の可能性について考察した報告書を提出すること。なお、報告書は業務終了後に札幌市公式ホームページで公開する。

### (5) 独自提案

本事業の実施にあたって考えられる独自企画の提案は妨げない。

## 4 受託者が用意するデータについて

- (1) 自社保有か、別途購入かは問わない
- (2) ダミーデータではなく現実のデータとすること(個人情報を除くこと)

(3) 本市からデータの提供は行わない。

## 5 業務の範囲

「2業務の目的」を達成するためにかかる一切の業務とする。

## 6 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 7 権利関係について

この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。

## 8 その他

- (1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

## 9 本件に係る問い合わせ先

札幌市総務局広報部広報課 勝山・梶田

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2036 ファクス：011-218-5161